

下水道使用料の見直しについて

1 三浦市の下水道事業

三浦市が公共下水道を始めたのは県内で最も遅く、平成3年に最初の事業認可を受けました。処理区域は東京湾側の東部地区のみとなっており、事業認可面積は91haからスタートし、平成16年の認可で現在の235haとなりました。

平成4年から幹線管きよ、平成7年から処理場、平成8年からポンプ場の建設に着手し、平成10年から一部供用開始となりました。現在の主な下水道施設は、下水道管が57.3km（うち幹線管きよは8.5km）、終末処理場が1ヶ所（東部浄化センター）、ポンプ場が1箇所（金田中継センター）となっています。

平成25年度末において、行政人口に対する普及率は32.7%、処理区内人口に対する水洗化率（接続率）は86.9%となっており、5,735世帯、13,343人が公共下水道に接続している状況です。

財政的には、公共下水道事業特別会計の規模が平成26年度当初予算で約10億7千万円です。歳入の内訳は一般会計繰入金が59%、下水道使用料が23%、市債が17%となっており、歳出の内訳は公債費（建設に伴う借入金の返済）が71%、維持管理費が20%、人件費が6%、建設改良費が3%となっています。

2 下水道使用料見直しの理由

（1）一般会計繰入金の抑制

下水道事業において、汚水に係る経費は下水道使用料で賄うことが原則ですが、一般会計で負担すべき経費もあり、これについては総務省から繰出しの基準（P8・9を参照）が示されています。この基準に沿って、一般会計から繰入れているものを基準内繰入金と呼び、主に公債費に充てられており、平成26年度予算で約5億6千万円です。

一般会計からの繰入金を基準内のみとし、不足分を下水道使用料で賄おうとすると高額になります。このため実際は基準外となる繰入金もあり、人件費や建設改良費に充てられており、平成26年度予算で約7千万円です。

しかしながら、この基準外繰入金は、本来の独立採算の原則を踏まえ、削減する必要があります。

加えて三浦市の場合、一般会計の財政状況は極めて厳しく、平成25年度決算において、財政力指数0.674、経常収支比率101.0%、実質公債費比率18.4%は、いずれも県内市で一番財政状況が悪化していることを示す数値となっています。

特に経常収支比率が100%を超えているのは本市のみであり、平成24年度決算の数値は108.4%と、全国でワースト3位の数値でした。経常収支比率の内訳におい

て、公債費と繰出金の比率は県内でも一番高い数値であり、財政の硬直化を際立たせています。

公債費の比率が高い要因は、第三セクター等改革推進債の償還であり、繰出金の比率が高い要因は、一般会計から特別会計及び企業会計への繰入金の増加です。

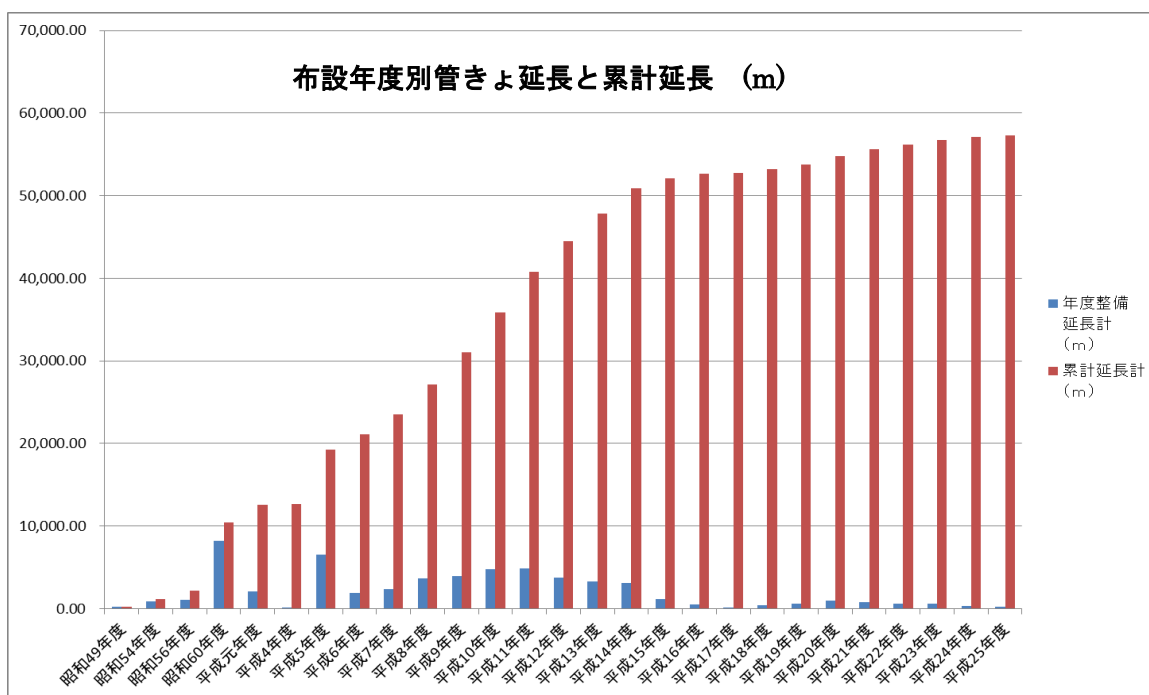
特別会計及び企業会計に対して、一般会計繰入金の抑制に向け、各会計において、歳入の確保・歳出の抑制に努め、長期的な収支見通しに基づく経営改善及び合理化方針の徹底を図るよう要請されています。

(2) 下水道施設の維持管理の重要性

東部処理区の整備面積は平成25年度末において210.44haとなり、89.6%の進捗率となりました。徐々にではありますが、今後もこの進捗率を伸ばしていきます。

加えて今後は、現有施設の維持管理が重要となってきます。三浦市の下水道は平成4年から建設が始まったため、市がつくった施設としては割と新しいといえます。しかし、それ以前に民間開発等により建設された污水管も積極的に移管を受けることにより、公共下水道の整備面積を伸ばしてきました。最も古いのは昭和49年につくられたものであり、既に40年を経過しています。下水道施設の老朽化対策が今後重要な課題になってきます。

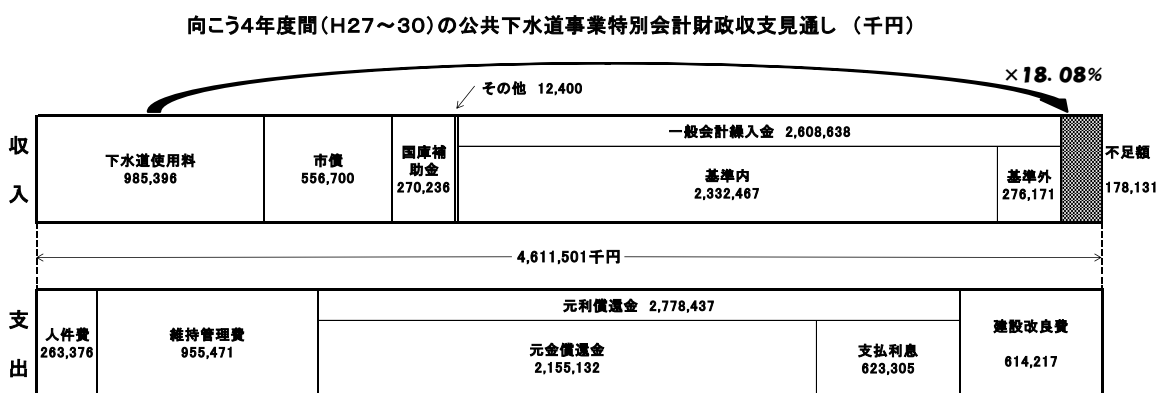
下水道は24時間、365日、これを止めることはできません。管きよはもとより、終末処理場やポンプ場についても同様です。国の施策を受けて長寿命化計画等を策定し、維持管理更新費用に充当できる補助金の確保に努めますが、下水道使用料も貴重な財源として確保し、計画的な維持管理に努めていかなければなりません。



3 公共下水道事業特別会計の財政収支見直し

平成27年度から30年度までの4年間の公共下水道事業特別会計の財政収支見直しは、次図のようになります。

前項で述べたように、今後の下水道施設の適切な維持管理等を考慮した上で必要となる予算額は4年間トータルで46億1千2百万円です。これを賄う収入としては、現行料金のみ考えると下水道使用料が9億8千5百万円です。前項で述べたように、一般会計繰入金の一定の抑制を念頭に入れると、1億7千8百万円の資金不足となります。この不足分を解消するために、下水道使用料として18.08%の増収を図りたいと考えます。



※ 消費税は平成27年10月から10%となることを前提に試算した。

この財政収支見直しの関係資料として、P10・11を参照してください。

4 料金体系の見直し案

(1) 料金体系の見直し案

18.08%の下水道使用料の増収を図るため、料金体系を次表のとおり改定したいと考えています。

現行・改定案の1ヶ月当たり区分別比較表

(円)(消費税抜き)

区 分		現行	改定案	値上額	値上率	上水道料金 (参考)
基本使用料(10m ³ まで)						
	一般汚水	850	1,023	173	20.4%	1,070
	業務等汚水	1,700	2,046	346	20.4%	2,140
	公衆浴場等汚水	90	108	18	20.4%	940
従量使用料						
一般汚水 業務等汚水	11~20m ³	140	168	28	20.4%	176
	21~30m ³	160	192	32	20.4%	201
	31~40m ³	190	228	38	20.4%	233
	41~50m ³	220	264	44	20.4%	251
	51~100m ³	260	313	53	20.4%	270
	101~200m ³	280	337	57	20.4%	289
	201~300m ³	300	361	61	20.4%	308
	301~500m ³	320	385	65	20.4%	327
	501~1,000m ³	340		45	13.2%	346
	1,001m ³ ~	360		25	6.9%	365
公衆浴場等汚水	11m ³ ~	9	10	1	20.4%	145

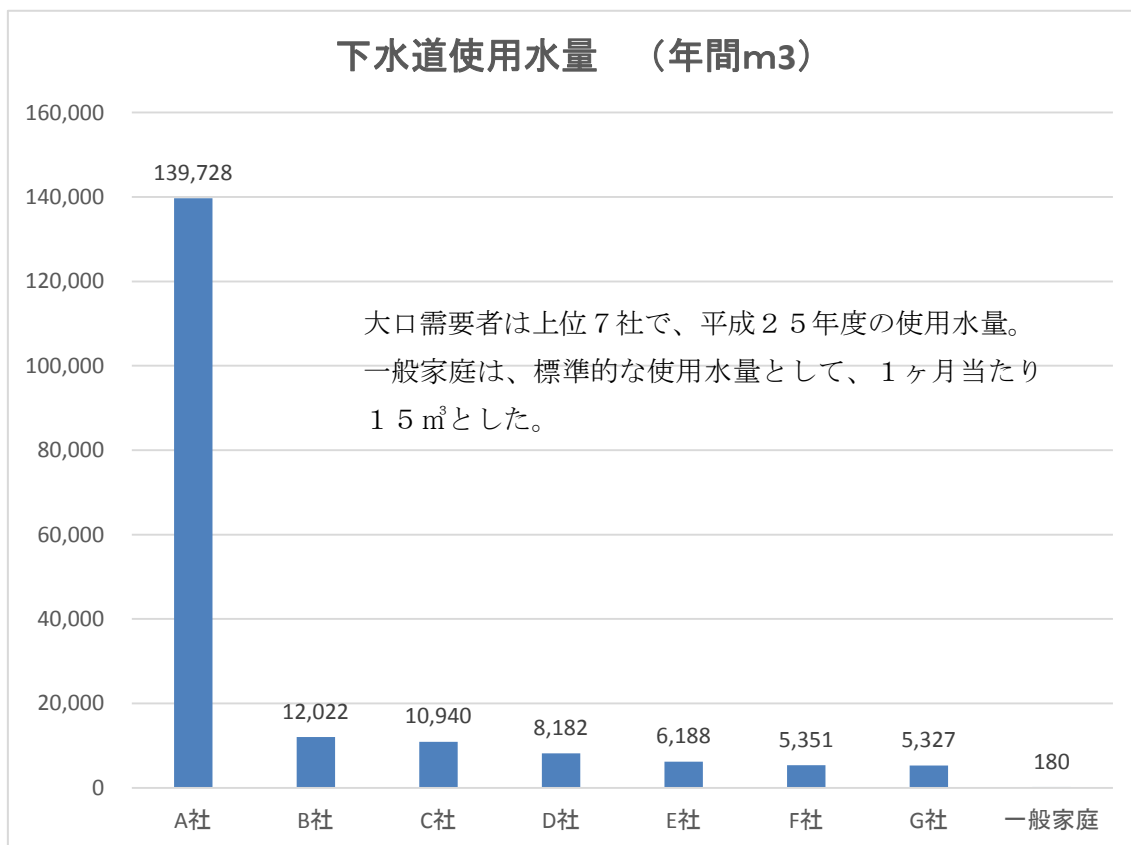
(2) 従量料金区分の見直し

次図からわかるように、A社1者が突出して下水道を使用しており、平成25年度でいうと、水量は全体の9.6%の使用に対して、使用料は16.0%を負担しています。A社の平成25年度における業務等汚水の下水道使用料をみると、使用水量の87.9%、料金の89.2%が最大従量単価の360円/m³(税抜き)で計算されています。このため、平成24年度と25年度を比較すると、市全体の有収水量は減ったが下水道使用料は増えたという現象も起きています。

最大従量単価の360円/m³(税抜き)は、県内でもトップクラスになっています。

累進性をもつ従量料金体系は、水需要そして下水道の建設需要が伸びている時代に合わせてつくられたものですが、今日的にはそうした需要は低迷しており、過大な累進性は避ける必要があります。

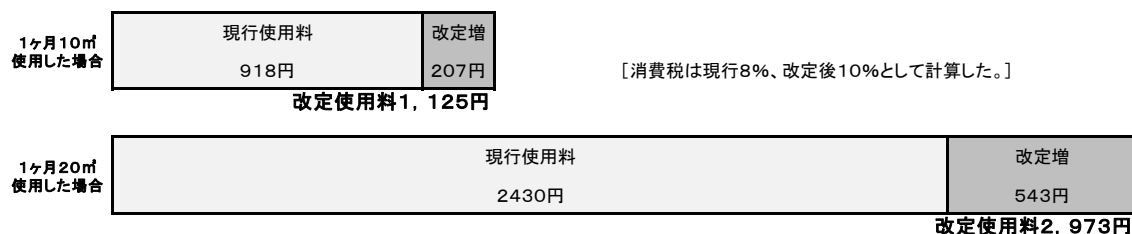
こうしたことから、現行の最大従量(1,000m³超)の単価とこの下の従量(501~1,000m³)の単価は廃止し、300m³超の従量単価を一本化したいと考えます。



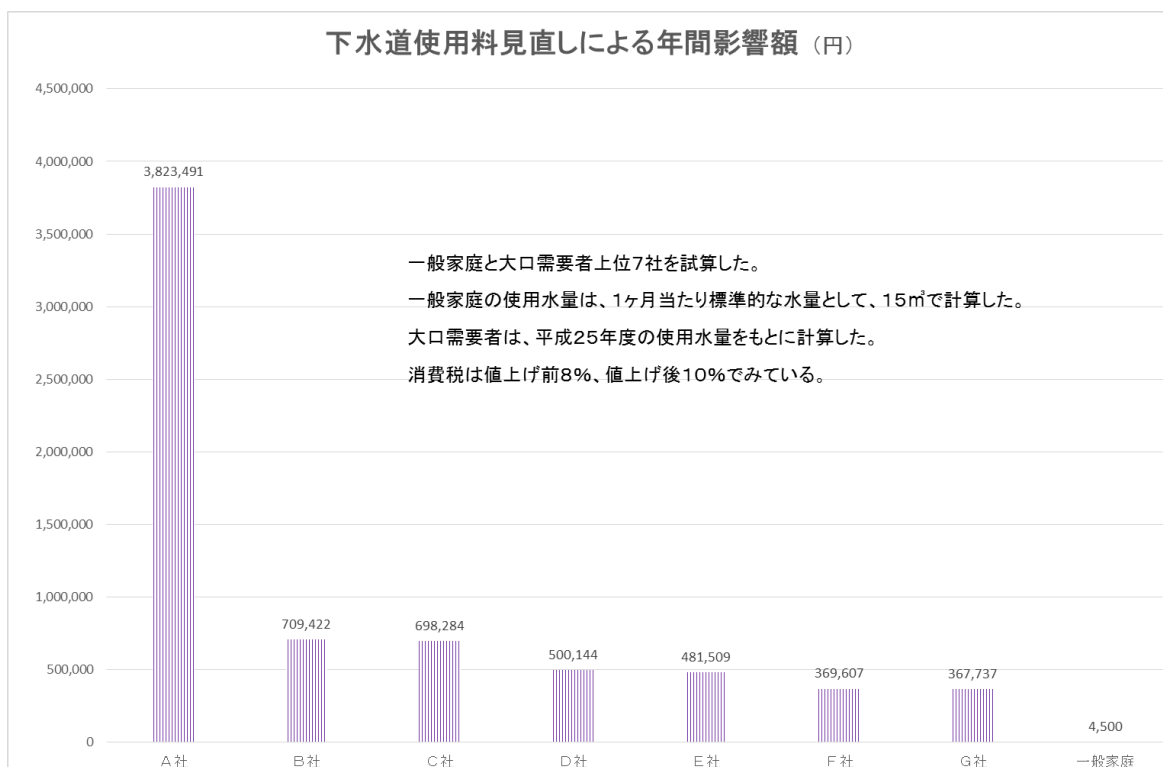
5 下水道使用料見直しによる影響

今回の料金見直しによる影響ですが、一般家庭で1ヶ月当たり10m³使用した場合と20m³使用した場合の影響額は、次図のようになります。

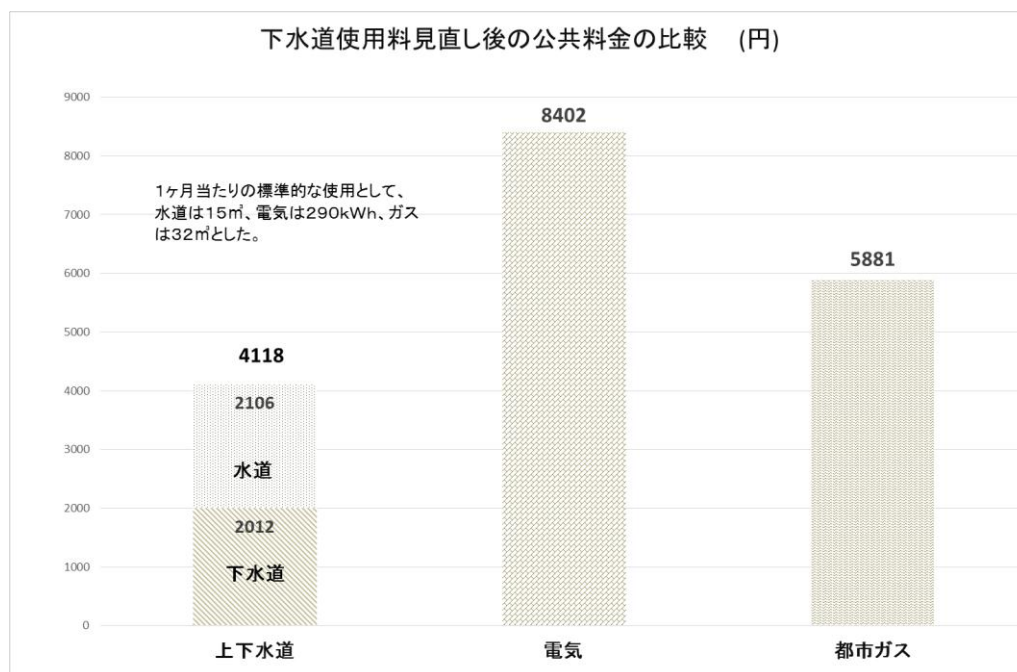
一般家庭の使用料イメージ図



また、年間の影響額は次図のようになります。



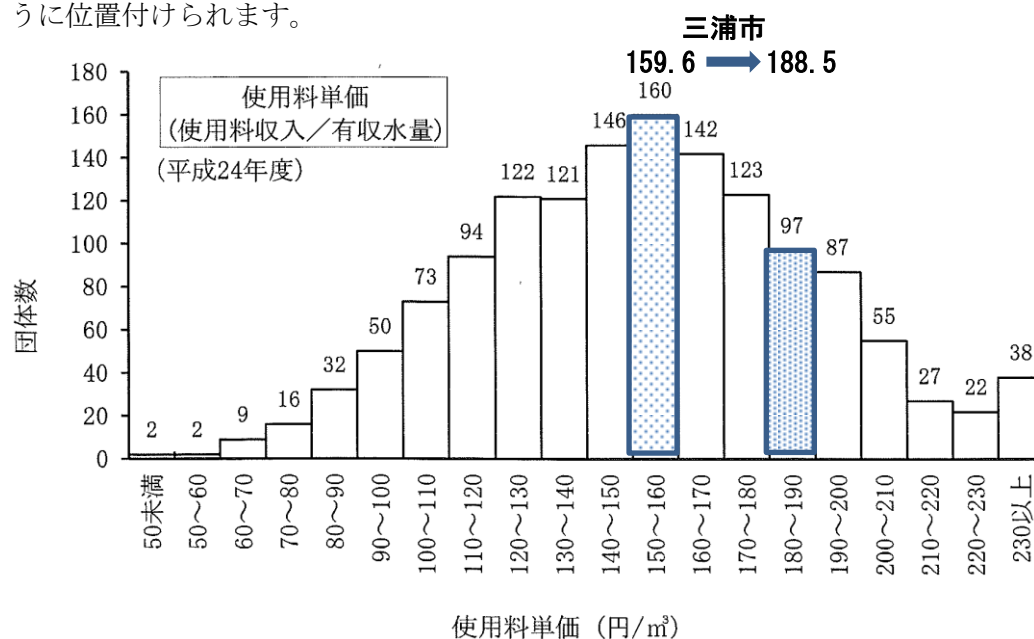
下水道使用料の見直し後において、平均的な家庭での1ヶ月当たりの公共料金（消費税8%込み）を比べると、次図のようになります。



6 他の自治体との比較

今回の下水道使用料の見直しに関して、他の県内市の下水道使用料と比較するとP12の資料、全国的にみるとP13上段の資料のようになります。

市全体の使用料収入を水量で割って算出した使用料単価は、平成25年度で159.6円/m³（消費税5%込み）ですが、この値も今回の見直しにより188.5円/m³（消費税5%で計算）に上がることが予想されます。この値について、全国的には次図のように位置付けられます。



7 今後の予定

(1) 下水道事業審議会

今回に引続き、第2回審議会を開催し、継続して審議をお願いします。

今後の審議の展開により、第3回目以降の審議会も予定します。

(2) 条例改正

平成27年3月議会に下水道条例改正を提案する予定です。

(3) 新料金体系の施行と周知

平成27年10月から下水道使用料の見直しを実施したいと考えます。12月検針分から新たな料金体系にて料金を徴収したいと考えます。

条例改正から施行まで、半年の間、広報紙、ホームページ等で市民、企業等への周知に努めます。

下水道事業に対する繰出基準の概要

項目	趣旨	繰出の基準
1 雨水処理に要する経費	雨水処理に要する経費について繰り出すための経費	雨水処理に要する資本費及び維持管理費に相当する額
2 分流式下水道等に要する経費	分流式下水道等に要する資本費の一部に対して繰り出すための経費	分流式の公共下水道、農業集落排水施設、(・・・)に要する資本費のうち、その経営をもって充てることができないと認められるものに相当する経費(省略)
3 流域下水道の建設に要する経費	(省略)	(省略)
4 下水道に排除される下水の規制に関する事務に要する経費	公共用水域の水質保全に資するために行う下水道に排除される下水の規制に関する事務に要する経費について繰り出すための経費	特定施設の設置の届出の受理、計画変更命令、改善命令等に関する事務、排水設備の検査に関する事務及び排除施設に係る指導監督に関する事務に要する経費に相当する額
5 水洗便所に係る改造命令等に関する事務に要する経費	水洗便所に係る改造命令等に関する事務に要する経費の一部について繰り出すための経費	水洗便所への改造命令及び排水設備に係る監督処分に関する事務に要する経費の1/2
6 不明水の処理に関する経費	不明水の処理に要する経費について繰り出すための経費	計画汚水量に定める時に見込んだ地下水量を越える不明水の処理に要する維持管理費に相当する額
7 高度処理に要する経費	下水の高度処理に要する経費の一部について繰り出すための経費	下水の高度処理に要する資本費及び維持管理費に相当する額(1/2を基準とする。)
8 高資本費対策に要する経費	自然条件等により建設改良費が高額のため、資本費が著しく高額となっている下水道事業について、経営の健全性を確保するため、資本費の一部を繰り出すための経費	対象 供用開始30年未満、1㎡当たり算定対象資本費41円以上、1㎡当たり使用料単価150円以上の下水道事業 基準額 (省略)
9 広域化・共同化の推進に要する経費	下水道事業の広域化・共同化を推進するための計画に基づき実施する施設の整備に要する経費の一部について繰り出すための経費	下水道事業債(広域化・共同化分)の元利償還金の55%に相当する額
10 地方公営企業の適用に要する経費	経理内容の明確化、透明性の向上を図る観点から下水道事業への地方公営企業の適用を推進するため、その適用に要する経費の一部について繰り出すための経費	地方公営企業法の適用に要する経費の1/2とする。

項目	趣旨	繰出の基準
1.1 普及特別対策に要する経費	下水道普及特別対策要綱により実施された下水道事業債(普及特別対策分)の元利償還金の一部について繰り出すための経費	下水道事業債(普及特別対策分)の元利償還金の55%に相当する額
1.2 緊急下水道整備特定事業に要する経費	緊急下水道整備特定事業実施要綱により実施された事業に係る下水道事業債(臨時措置分)の元利償還金について繰り出すための経費	下水道事業債(臨時措置分)の元利償還金に相当する額
1.3 農業集落排水緊急整備事業に要する経費	農業集落排水緊急整備事業実施要綱により実施された事業に係る下水道事業債(臨時措置分)の元利償還金について繰り出すための経費	下水道事業債(臨時措置分)の元利償還金に相当する額
1.4 小規模集合排水処理施設整備事業に要する経費	(省略)	(省略)
1.5 個別排水処理施設整備事業に要する経費	(省略)	(省略)
1.6 下水道事業債(特例措置分)の償還に要する経費	平成5年度の国庫補助金の恒久化に伴い、平成12年度までに許可された下水道事業債(特例措置分)の元利償還金について繰り出すための経費	下水道事業債(特例措置分)の元利償還金に相当する額
1.7 下水道事業債(特別措置分)の償還に要する経費	平成18年度の下水道事業に係る地方財政措置の変更に伴い、国の通知に基づいて発行した下水道事業債(特別措置分)の元利償還金について繰り出すための経費	下水道事業債(特別措置分)の元利償還金に相当する額

※ 資本費とは・・・

地方公営企業法適用事業では、減価償却費及び地方債利息
地方公営企業法非適用事業では、地方債元金及び利息

※ 経営に伴う収入をもって充てることができる資本費とは・・・

適正に設定された使用料収入をもつてしてもなお、充てることができない財源不足分
(汚水維持管理費のうち繰出基準額を除いたもの)+(分流出対象資本費)-(適正な使用料収入)

向こう4年度間(H27~30)の公共下水道事業特別会計財政収支見通し (千円)

	支出											収入					備考		
	計	維持管理費			元利償還金			建設改良費				国庫補助金	繰入金			市債		一般財源	
		人件費	委託料		工費・修繕	その他	元金償還金	支払利息	計	委託料	工費請負費		その他	計	基準内				基準外
			計	工費															
一般管理費職員人件費	157,712	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	157,712	0	157,712	0	0		
施設建設費職員人件費	93,420	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	93,420	0	93,420	0	0		
公債審査償還事業	2,155,132	0	0	0	0	2,155,132	0	0	0	0	0	0	1,709,162	0	1,709,162	0	345,900	100,070	
公債有利子償還事業	623,305	0	0	0	0	623,305	0	0	0	0	0	0	623,305	0	623,305	0	0	0	
一般管理事業	220,961	12,244	205,717	55,388	0	153,329	0	0	0	0	0	0	12,244	0	12,244	0	208,717		
汚水管きよ管理事業	33,460	0	33,460	16,340	0	17,120	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	33,460	
処理場管理事業	679,487	0	679,487	548,824	34,111	96,552	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	679,487	
H27 ~ H30 ポンプ場管理事業	29,803	0	29,803	9,327	0	20,476	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	29,803	
汚水管きよ災害復旧事業	4	0	4	0	4	0	0	0	0	0	0	0	4	0	4	0	0	0	
汚水管きよ整備事業	207,309	0	207,309	0	0	0	0	207,309	4,827	186,518	3,964	0	66,782	8,791	66,782	0	120,000	11,736	
汚水管きよ長寿命化事業	68,442	0	68,442	0	0	0	0	68,442	68,442	0	0	0	34,221	0	34,221	0	34,221		
処理場長寿命化事業	228,100	0	228,100	0	0	0	0	228,100	134,600	83,500	0	0	114,050	0	114,050	0	68,700	45,350	
ポンプ場長寿命化事業	105,130	0	105,130	0	0	0	0	105,130	84,010	21,120	0	0	52,565	0	52,565	0	22,100	30,465	
下水道BCP防災事業	5,236	0	5,236	0	0	0	0	5,236	5,236	0	0	0	2,618	0	2,618	0	0	2,618	
予備管理事業	4,000	0	4,000	0	0	4,000	0	0	0	0	0	0	4,000	0	4,000	0	4,000	0	
計	4,611,501	263,376	955,471	629,879	34,115	291,477	2,155,132	614,217	297,115	313,138	3,964	270,236	2,608,638	2,332,467	276,171	556,700	1,175,927	1,175,927	一般財源 使用料1,633,527

H27~30(4年間)

使用料員込額	965,396	242,421	(H26予算)*4年度間 (消費税調整あり)
使用料必要額	1,163,527	1,175,927	-3,100(受益者負担金)*4年度間
使用料不足額	178,131	1,163,527	-985,396
赤字率	18.08%	178,131/985,396	*100

向こう4年度間(H27~30)の公共下水道事業特別会計財政収支見通しの作成方法

	支 出	収 入
一般管理費職員人件費	H26当初予算額を毎年度同額で計上。	繰入金(基準外)を充てる。
施設建設費職員人件費	H26当初予算額を毎年度同額で計上。	繰入金(基準外)を充てる。
公債費元金償還事業	返済計画に則って計上。 H27以降新たに起こした市債については、元金返済5年据置につき、H30までの間の元金返済はなし。	借換え(固定金利期間終了の翌年度)のあるものについては、市債を充てる。 一般財源のうち、下水道使用料をまず一般管理事業、汚水管きょ管理事業、処理場管理事業及びポンプ場管理事業に充て、残り(余った分)を本事業に充てる。今後も人口減が予想されるが、下水道接続を増やす普及事業の推進により、下水道使用料はH26当初予算額を向こう4年間は見込めるものとする。 一般財源の受益者負担金(過去の開発からの移管等が特段なかったH25年度の決算額を毎年度見込む。)の90%程度をまず汚水管きょ整備事業に充て、残り(余った分)を本事業に充てる。 以上の後の不足分について、繰入金(基準内)を充てる。
公債費利子償還事業	返済計画に則って計上。 一時借入金の利子は、H26当初予算額を毎年度同額で計上。	繰入金(基準内)を充てる。
一般管理事業	消費税納付金は、平成27年10月から消費税が10%になることを前提に計上。 その他は、人件費、使用料徴収事務委託、料金システム変更委託等、H26当初予算額を毎年度同額で計上。	人件費は繰入金(基準外)を充てる。 その他は一般財源(下水道使用料)を充てる。
汚水管きょ管理事業	委託料は、下宮田ポンプ室他運転管理業務等、各年度の予定額を計上。 その他は、マンホールポンプ他電気料、マンホールポンプ他制御電話回線使用料等、H26当初予算額を毎年度同額で計上。	一般財源(下水道使用料)を充てる。
処理場管理事業	修繕料は、東部浄化センターの散気措置修繕等、各年度の予定額を計上。 委託料は、東部浄化センター運転管理業務、同センター廃棄物処分業務等、各年度の予定額を計上。 その他は、東部浄化センター電気料等、H26当初予算額を毎年度同額で計上。	一般財源(下水道使用料)を充てる。
ポンプ場管理事業	委託料は、金田中継センター運転管理業務の各年度の予定額を計上。 その他は、金田中継センター電気料等、H26当初予算額を毎年度同額で計上。	一般財源(下水道使用料)を充てる。
汚水管きょ災害復旧事業	H26当初予算額を毎年度同額で計上。	繰入金(基準外)を充てる。
汚水管きょ整備事業	委託料は、H30年度に台帳整備を計上し、その他はH26当初予算額を毎年度同額で計上。 工事請負費は、各年度の予定額を計上。 その他は、積算業務用システム借上げ料等、H26当初予算額を毎年度同額で計上。	国庫補助対象事業の工事請負費については、50%を国庫補助金とする。 事務費(工事請負費以外)については、繰入金(基準外)を充てる。 一般財源の受益者負担金(過去の開発からの移管等が特段なかったH25年度の決算額を毎年度見込む。)の90%程度を充てる。 以上の残り(不足分)を市債とし、切捨てた端数は一般財源とする。
汚水管きょ長寿命化事業	委託料は、H28・29年度に予定額を計上。	50%を国庫補助金、残りを一般財源とする。
処理場長寿命化事業	委託料は、各年度の予定額を計上。 工事請負費は、H30年度に予定額を計上。	50%を国庫補助金とする。 委託料(実施設計以外)は残りを一般財源とする。 委託料(実施設計)は残りを市債とし、切捨てた端数は一般財源とする。 工事請負費は残りを市債とし、切捨てた端数は一般財源とする。
ポンプ場長寿命化事業	委託料は、各年度の予定額を計上。 工事請負費は、H30年度に予定額を計上。	50%を国庫補助金とする。 委託料(実施設計以外)は残りを一般財源とする。 委託料(実施設計)は残りを市債とし、切捨てた端数は一般財源とする。 工事請負費は残りを市債とし、切捨てた端数は一般財源とする。
下水道BCP策定事業	委託料は、H28年度に予定額を計上。	50%を国庫補助金、残りを一般財源とする。
予備費管理事業	H26当初予算額を毎年度同額で計上。	繰入金(基準外)を充てる。

下水道使用料見直しの際の県内各市との比較

料金見直しの場合	(1ヶ月の支払い金額)																				全平均	
	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15	16	17	18	19	20		
三浦市	伊勢原市	26.4.1	25.4.1	24.4.1	26.10.1	26.10.1	23.10.1	23.10.1	26.10.1	26.4.1	25.4.1	25.4.1	25.4.1	20.10.1	17.4.1	25.4.1	17.4.1	17.4.1	16.4.1	12.1.1	26.4.1	851
1,023	1,030	1,000	988	987	971	925	885	876	861	860	850	840	818	798	797	740	680	670	624	624	851	
三浦市	小田原市	2.397	2.250	2.221	2.150	2.120	2.093	2.040	1.960	1.911	1.908	1.851	1.850	1.847	1.795	1.795	1.708	1.633	1.630	1.384	1,920	
2,703	2,397	2,250	2,221	2,150	2,120	2,093	2,040	1,960	1,911	1,908	1,851	1,850	1,847	1,795	1,795	1,708	1,633	1,630	1,384	1,384	1,920	
三浦市	小田原市	4.077	3.850	3.766	3.740	3.650	3.600	3.580	3.343	3.280	3.221	3.048	3.017	3.011	2.915	2.855	2.775	2.725	2.453	2.314	3,212	
4,623	4,077	3,850	3,766	3,740	3,650	3,600	3,580	3,343	3,280	3,221	3,048	3,017	3,011	2,915	2,855	2,775	2,725	2,453	2,314	2,314	3,212	
三浦市	小田原市	6.107	6.020	5.920	5.840	5.750	5.650	5.606	4.811	4.733	4.478	4.328	4.271	4.247	4.235	3.995	3.875	3.715	3.393	3.294	4,738	
6,903	6,107	6,020	5,920	5,840	5,750	5,650	5,606	4,811	4,733	4,478	4,328	4,271	4,247	4,235	3,995	3,875	3,715	3,393	3,294	3,294	4,738	
三浦市	川崎市	8.440	8.260	8.137	7.950	7.940	7.650	7.446	6.401	6.123	5.908	5.750	5.638	5.555	5.531	5.477	5.315	4.895	4.705	4.274	6,286	
9,543	8,440	8,260	8,137	7,950	7,940	7,650	7,446	6,401	6,123	5,908	5,750	5,638	5,555	5,531	5,477	5,315	4,895	4,705	4,333	4,274	6,286	
三浦市	川崎市	23.590	21.460	20.950	20.446	20.440	19.775	19.587	15.801	14.273	13.558	13.188	13.181	13.050	12.805	12.565	12.527	10.795	10.155	9.724	15,375	
25,193	23,590	21,460	20,950	20,446	20,440	19,775	19,587	15,801	14,273	13,558	13,188	13,181	13,050	12,805	12,565	12,527	10,795	10,155	9,724	9,633	15,375	
三浦市	川崎市	177.890	158.446	153.660	150.440	142.950	121.775	115.001	114.387	110.473	98.050	86.781	86.188	85.227	83.758	82.205	77.765	66.795	61.555	59.233	104,515	
171,993	177,890	158,446	153,660	150,440	142,950	121,775	115,001	114,387	110,473	98,050	86,781	86,188	85,227	83,758	82,205	77,765	66,795	61,555	59,233	57,724	104,515	
三浦市	川崎市	385.990	373.946	348.160	325.440	312.950	254.275	249.001	243.973	232.887	214.550	195.727	187.188	186.781	184.258	172.285	150.795	131.055	124.233	123.224	228,495	
364,493	385,990	373,946	348,160	325,440	312,950	254,275	249,001	243,973	232,887	214,550	195,727	187,188	186,781	184,258	172,285	150,795	131,055	124,233	123,224	123,224	228,495	

※ 各市のホームページから作成。

※ 伊勢原市と厚木市は平成26年4月1日から値上げ。

※ 横須賀市と小田原市は平成26年10月1日から値上げ。

全国的にみた三浦市の下水道使用料 [1ヶ月20㎡ 消費税8%込み]

NO.	都道府県	市区町村	料金(円)	全国順位
1	埼玉県	戸田市	777	1
2	東京都	府中市	892	2
3	沖縄県	与那国町	920	3
4	福島県	大熊町	945	4
5	沖縄県	嘉手納町	1,000	5
6	北海道	泊村	1,010	6
7	沖縄県	北谷町	1,026	7
8	東京都	福生市	1,036	8
9	福島県	楢枝岐村	1,050	9
10	埼玉県	朝霞市	1,134	10
11	東京都	武蔵野市	1,134	10
12	東京都	小金井市	1,134	10
13	沖縄県	北中城村	1,134	10
448	兵庫県	赤穂市	2,408	448
449	埼玉県	さいたま市	2,414	449
450	石川県	内灘町	2,414	449
451	長崎県	佐世保市	2,417	451
452	三重県	亀山市	2,420	452
453	千葉県	松戸市	2,423	453
454	福島県	広野町	2,430	454
455	栃木県	日光市	2,430	454
456	群馬県	甘楽町	2,430	454
457	神奈川県	三浦市	2,430	454
458	奈良県	大和郡山市	2,430	454
459	香川県	宇多津町	2,430	454
460	愛媛県	新居浜市	2,430	454
461	佐賀県	鳥栖市	2,430	454
462	佐賀県	多久市	2,430	454
463	北海道	下川町	2,440	463
464	香川県	琴平町	2,451	464
465	香川県	まんのう町	2,451	464
466	京都府	舞鶴市	2,460	466
467	香川県	高松市	2,461	467
468	広島県	福山市	2,462	468
469	徳島県	海陽町	2,462	468
792	山形県	最上町	2,900	792
793	北海道	和寒町	2,910	793
794	宮城県	角田市	2,910	793
795	群馬県	館林市	2,910	793
796	三重県	御浜町	2,910	793
797	滋賀県	日野町	2,910	793
798	佐賀県	嬉野市	2,910	793
799	長崎県	川棚町	2,910	793
800	岡山県	倉敷市	2,912	800
801	秋田県	北秋田市	2,915	801
802	北海道	帯広市	2,916	802
803	北海道	当別町	2,916	802
804	岩手県	釜石市	2,916	802
805	茨城県	城里町	2,916	802
806	茨城県	五霞町	2,916	802
807	栃木県	茂木町	2,916	802
808	群馬県	東吾妻町	2,916	802
809	千葉県	九十九里町	2,916	802
810	新潟県	見附市	2,916	802
811	京都府	亀岡市	2,916	802
812	兵庫県	篠山市	2,916	802
813	山口県	萩市	2,916	802
814	福岡県	福津市	2,916	802
815	佐賀県	江北町	2,930	815
816	福島県	矢吹町	2,937	816
817	長野県	下諏訪町	2,937	816
818	長野県	小布施町	2,937	816
819	広島県	三次市	2,937	816
820	青森県	階上町	2,948	820
821	北海道	今金町	2,950	821
822	北海道	留寿都村	2,950	821
823	鹿児島県	喜界町	2,950	821
824	岡山県	岡山市	2,957	824
1418	福島県	三春町	4,806	1418
1419	北海道	北竜町	4,860	1419
1420	広島県	世羅町	4,860	1419
1421	北海道	浦臼町	4,924	1421
1422	北海道	芦別市	4,946	1422
1423	福島県	三島町	4,957	1423
1424	北海道	三笠市	4,979	1424
1425	北海道	美瑛市	4,998	1425
1426	北海道	夕張市	5,008	1426
1427	福島県	下郷町	5,800	1427

改定後 2,919円
全国 815位

現在 2,430円
全国 454位

※「Kurodasoft 全国水道料金DB 更新日:2014年11月8日」から作成

下水道関係職員数の推移 (人)

